指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに係る管理体制等に関する報告書

2026 年 11 月 13 日

株式会社東京証券取引所
　代表取締役社長　殿

管理会社名　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の
役職氏名　　代表取締役社長　小林　隆宏

次に掲げるＥＴＦは有価証券上場規程第１００１条第１３号に規定する指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに該当することから、そのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等、組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制並びに非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢について、以下のとおり報告いたします。

※　本報告書の「カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等」における「カウンター・パーティー等」とは以下の者をいいます。

- 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者及び保証者（保証者については保証者がある場合に限る。）
- 投資信託財産等に組み入れる特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（法第２条第２２項に規定する店頭デリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行令第３条第７号に掲げる金銭債権に限る。）の当該契約の相手方及び保証者（保証者については保証者がある場合に限る。）

１．対象となるＥＴＦ

コード	銘柄名	投資対象（※）
684A	ＳＭＴ　ＥＴＦ円金利フィクスト・グリッド（１０年固定金利払い／ＯＴＣスワップ型）	わが国の短期公社債を主要投資対象とするとともに、トータル・リターン・スワップ取引を主要取引対象とします。

※　リンク債やＯＴＣスワップ契約に係る権利など、主となる投資対象を記載してください。

２．カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等について

（１）組入有価証券又は組入債権の権利の内容及びカウンター・パーティー等の概要

（組入有価証券又は組入債権の権利の内容の概要）

本 ETF は、10 年円金利フィクスト・グリッド指数に連動する投資成果を得ることを目的として、カウンター・パーティーとの間で店頭デリバティブ取引（トータル・リターン・スワップ取引）を行います。

当該取引は、ISDA Master Agreement、Credit Support Annex（CSA）その他の関連契約に基づいて行い、契約条件に従い、参照する指標の変動等に基づいて算定される金額をカウンター・パー

ティーとの間で授受します。
また、当該契約において、債務不履行事由、期限前終了事由、期限前終了時の取扱い、担保の授受その他必要な事項を定めます。

(カウンター・パーティー等の概要)

カウンター・パーティー等の名称	区分	概要
Barclays Bank PLC	相手方	所在地：1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom 主な事業内容等：商業銀行・投資銀行業務、証券業務、デリバティブ取引業務等

（２）カウンター・パーティー等の選定基準及びその適合状況

TRS のカウンター・パーティーに限らず、有価証券の発注先などについては、「投資運用業務規則第10章 取引基準」において、発注先の基準等について定めています。
また、「発注計画策定に係る取扱要領」にて、投資運用業務規則に基づき実施する発注計画策定と管理に係わる事項の取扱について定めています。
カウンター・パーティーは、当社の発注先として運用・リスク委員会で定められた先の中から選定します。また、ISDA Master Agreement、CSA その他必要な契約を締結し、取引の時価評価、変動証拠金の授受等の信用リスク軽減措置を講じることができることを確認します。
本 ETF のカウンター・パーティーについては、運用・リスク委員会で定められた発注先であり、上記の選定基準に適合していることを確認しています。

なお、Barclays Bank PLC の信用格付基準(短期格付)は以下の通りとなっています。
Moody's:P-1, S&P:A-1, Fitch:F1+

（３）カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制

運用所管部が、カウンター・パーティーの信用格付、CDS スプレッド水準等の信用情報を日々モニタリングします。
CDS スプレッドについては、カウンター・パーティーを参照体とする CDS スプレッドを確認できない等の場合には、その親銀行などカウンター・パーティーの信用状況を把握するうえで適切と判断する参照体の CDS スプレッドやその他の信用指標を使用します。
なお、カウンター・パーティーが社内のクレジットモニタリング会議の対象に含まれる場合には、その判断も参考にします。

● 根拠となる社内規程等

「投資運用業務規則第 5 章 60 条 （クレジットモニタリング会議)」に基づき、相対取引によるデリバティブ取引の取引相手先の信用リスク判断を行っています。また、クレジットモニタリング会議

については「クレジットモニタリング事務取扱要領」にて同会議の審議の進行、決定に係る手続き等を定めています。

（４）カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制

本ETFが行う店頭デリバティブ取引については、カウンター・パーティーとの間でISDA Master Agreement及びCSAを締結し、当該契約に基づき変動証拠金を授受することにより、カウンター・パーティーに対する実質的な信用エクスポージャーの抑制を図ります。
また、カウンター・パーティーの信用状況がモニタリング基準に抵触した場合等には、運用・リスク委員会が取引相手としての適格性を判断します。取引相手として適格でないと判断した場合には、契約を解約するほか、代替カウンター・パーティーへの入れ替えやその他必要な措置について検討します。
具体的な代替カウンター・パーティーへの切り替えに係る体制及び手続については、本報告書の「3. 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制」に記載のとおりです。
カウンター・パーティーの債務不履行等により投資信託財産に毀損が生じ、又はその可能性が高まった場合には、ISDA Master Agreement及びCSAに基づき、担保を含む契約上の権利を行使するなど、投資信託財産の毀損を抑制するために必要な対応を行います。

（５）カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）

カウンター・パーティーの財務状況及び信用格付に関する情報については、当該カウンター・パーティーが運営するウェブサイトを通じて広く一般に公表されております。当社は、これらの情報を定期的に確認し、カウンター・パーティーの信用状況について継続的なモニタリングを実施しております。
なお、当該情報はカウンター・パーティーにより継続的に公表されているため、当社による別途の情報配信は行っておりません。
また、カウンター・パーティーの信用状況に重大な影響を及ぼす事実を当社が確認した場合には、法令及び東京証券取引所の定める規則並びに資産運用業協会の定める規則等に従い、必要な情報開示を行います。

３．組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制

カウンター・パーティーの信用状況について、運用所管部にて信用格付及びCDSスプレッド水準等を日々モニタリングします。なお、カウンター・パーティーが社内のクレジットモニタリング会議の対象に含まれる場合には、その判断も参考にします。
モニタリング基準を超過した場合等には、運用・リスク委員会にてカウンター・パーティーの取引相手としての適格性を判断し、取引相手として適格でないと判断した場合には、契約を解約します。
本ETFに関しては、その基準の前段階として閾値を設け、その閾値に達した場合にカウンター・パーティーの入替検討に着手します。
カウンター・パーティーの入替検討に着手する基準に抵触した場合、商品、運用部門を含む関係各部にてカウンター・パーティーの入替の要否を検討のうえ、担当役員に報告します。新たなカウンター・パーティーの確保に向けた活動を進める場合には、対応方針について株式会社東京証券取引所に共有したうえで、原則毎月開催される商品委員会（社内会議体）に報告し、カウンター・パーティーの選定を進めます。選定できるカウンター・パーティーは、投資運用業務規則に基づき、運用・リスク委員会において発注先として定められた先に限ります。
なお、代替となるカウンター・パーティーの選定を進めた結果、新たなカウンター・パーティーと

の契約締結が困難と判断した場合で、現行カウンター・パーティーの信用状況を踏まえて契約の継続も困難である場合には、株式会社東京証券取引所と協議のうえファンドの上場廃止・繰上償還を前提に対応を進めます。
上記、カウンター・パーティーの入替に係る社内体制については、社内ルールとして「「ＳＭＴ　ＥＴＦ円金利フィクスト・グリッド」のカウンター・パーティー入替体制に係る手引書」にて規定します。
なお、カウンター・パーティーの切り替えを検討するにあたって、参照指標の算出が継続されるか、また、指標算出者を変更する必要がないかについても商品、運用部門を含む関係各部にて別途検討し、指標算出の継続性・正確性等に懸念があり、切り替えが必要と判断される場合には、カウンター・パーティーの切り替えと時間軸を合わせて、既存指数との連続性を確保する観点を重視して代替先の検討を進めます。

４．非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢

本 ETF の非清算店頭デリバティブ取引の証拠金については、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を踏まえ、以下のとおり管理します。
本 ETF が行う非清算店頭デリバティブ取引については、カウンター・パーティーとの間で締結する ISDA Master Agreement 及び CSA に基づき、双方向に変動証拠金の授受を行います。
なお法令の定める所定の基準を超えない限りにおいて、当初証拠金の設定は行いません。想定元本額を日次で把握するなど、非清算店頭デリバティブ取引規模等をモニタリングし、必要に応じて適切な管理態勢の整備を行います。
毎営業日に取引の時価評価及び証拠金所要額の算定を行い、算出されたエクスポージャーをカウンター・パーティーと照合して移転する金額について合意し、CSA に定める条件に従って証拠金を受領/返還します。
最低移転額（Minimum Transfer Amount）は、500 万円とします。変動証拠金の預託又は返還を求めることを要しない額は、最低移転額と同額の 500 万円とし、法令に定める上限も踏まえた水準です。差額が同額以上となった場合は、契約に定める方法により算出した額について証拠金の授受を行います。
適格担保は、現金（日本円）及び日本国債とします。現金は額面金額を基準として評価し、日本国債は市場価格に基づき、残存期間等を踏まえて CSA に定める評価率を適用して担保価値を算定します。
その他の条件については、信用リスクの抑制及び担保授受に係る事務の効率性を踏まえ、CSA において定めます。
変動証拠金の授受及び担保管理に係る事務は、外部委託先である三井住友信託銀行を通じて行います。受入担保は、外部委託先からの指図に基づき、本 ETF の口座内において保管されます。当社は、外部委託先から証拠金の授受状況及び担保残高等の報告を受け、適切に管理されていることを確認します。

証拠金の授受および担保管理については法令に則り運営を行っています。

（※）本報告書に記載した内容について、管理会社又は投資信託財産等に組み入れている投資信託等の管理会社において整備されなくなる可能性を把握した場合は、前広に当取引所にご連絡ください。

以　上